

石垣市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱の一部を改正する要綱

石垣市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱(平成20年石垣市告示第147号)の一部を次のように改正する。

別紙1の第1条第1号を次のように改める。

(1) 建設工事の場合

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。

ア 直接工事費に10分の10を乗じて得た額とする。

イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額とする。

ウ 現場管理費に10分の9を乗じて得た額とする。

エ 一般管理費に10分の7.5を乗じて得た額とする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。